

減価償却制度 法定耐用年数の見直し、その2

制度調査部
鳥毛 拓馬

新耐用年数表案(番号8～12)と現行耐用年数表の比較

【要約】

2008年度税制改正大綱では、減価償却資産の法定耐用年数について、機械及び装置を中心に、実態に即した使用年数を基に資産区分の大括り化を行うとしている。

本稿は、大綱で示された減価償却資産耐用年数表の別表第二「機械及び装置の耐用年数表」(以下、新表という。)と現行の耐用年数表(以下、現表という)とを新表の用途毎に比較するものである。

本稿では新表の化学工業用設備、石油製品・石炭製品製造業用設備、プラスチック製品製造業用設備(他の号に掲げるものを除く。)、ゴム製品製造業用設備、なめし革・同製品・毛皮製造業用設備(番号8～12)と現表の化学工業に係る設備、ゴム製品製造業に係る設備について掲載した。

本レポートはその1からその4までの計4つのレポートで構成されている。

はじめに

現行の減価償却制度については、「全般的に法定耐用年数そのものが長い」、「資産区分が細かい」、「耐用年数の短縮や陳腐化した資産の償却限度を実質的に引き上げる特例制度があるものの、申請手続が煩雑で大きな事務負荷が発生する等、使い勝手が悪い」といった問題点が従来から指摘されていた。

例えば、わが国の法定耐用年数区分(機械・装置)は390区分に細かく分かれており、新技術や新製品が開発される度に区分けの問題や適用する耐用年数の問題が生じ得る。諸外国を例に見ると、米国では48区分、韓国では26区分など簡素な制度となっており、抜本的に見直すよう望まれていた。

2008年度税制改正大綱では、減価償却制度の法定耐用年数について、機械及び装置を中心に、実態に即した使用年数を基に資産区分の大括り化を行うとしている。

この改正は、既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以後開始する事業年度について適用することとされている。なお、法定耐用年数に関する改正については、法律ではなく政省令に規定されているので、税制改正法案が成立しなくても、2008年3月末に公布・施行される可能性がある。



今般の見直しにより、機械及び装置は 55 区分(日本産業分類の中分類、細目を合わせると 104)に大括り化されることになる。また、使用実態等を踏まえて耐用年数も見直される。法定耐用年数区分全体の改正は、1964 年から行われていない。

以下は、大綱で示された減価償却資産耐用年数表の別表第二「機械及び装置の耐用年数表」(以下、新表という。)と現行の耐用年数表(以下、現表という)とを新表の用途毎に比較するものである。

比較する際には、「耐用年数の適用等に関する取扱通達」の区分けを参考にした。もっとも、新表の「用途」、「細目」と現表の「設備の種類」、「細目」との対応は現時点では正確なことはわからない。

基本的には、新表に細目が記載されていなければ、新表の「用途」、「耐用年数」を示し、現表の「設備の種類」、「細目」、「耐用年数(年)」を図表化している。現表については、新表の耐用年数と比較して、「短縮されるもの」、「変わらないもの」、「延長されるもの」についてそれぞれ分けて示した。

新表に細目が記載されている場合には、新表と現表をそれぞれそのまま示した。

本稿では以下の網掛け部分を掲載している。

「耐用年数の適用等に関する取扱通達」(参考)

食料品製造業に係る設備	(別表第二番号「1」～「36の2」)
繊維工業に係る設備	(別表第二番号「37」～「57」)
木材、木製品製造業に係る設備	(別表第二番号「58」～「63」)
パルプ、紙、紙加工品製造業に係る設備	(別表第二番号「64」～「73」)
出版、印刷、同関連産業に係る設備	(別表第二番号「74」～「80」)
化学工業に係る設備	(別表第二番号「81」～「180」)
ゴム製品製造業に係る設備	(別表第二番号「186」～「190」)
窯業、土石製品製造業に係る設備	(別表第二番号「194」～「210」)
鉄鋼業に係る設備	(別表第二番号「211」～「222」)
非鉄金属製造業に係る設備	(別表第二番号「223」～「232」)
金属製品製造業に係る設備	(別表第二番号「233」～「252」)
機械工業に係る設備	(別表第二番号「253」～「295」)
その他の設備	(別表第二番号「296」～「369」)

新表

番号	用途	細目	耐用年数
8	化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	5
		塩化りん製造設備	4
		活性炭製造設備	5
		ゼラチン又はにかわ製造設備	5
		半導体用フォトレジスト製造設備	5
		フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	5
		その他の設備	8

現表のうち新表の化学工業用設備に対応するものと思われる部分

設備の種類	細目	耐用年数 (年)
アンモニア製造設備		9
硫酸又は硝酸製造設備		8
溶成りん肥製造設備		8
その他の化学肥料製造設備 0		10
配合肥料その他の肥料製造設備		13
ソーダ灰、塩化アンモニウム、か性ソーダ又はか性カリ製造設備(塩素処理設備を含む。)		7
硫化ソーダ、水硫化ソーダ、無水ぼう硝、青化ソーダ又は過酸化ソーダ製造設備		7
その他のソーダ塩又はカリ塩(第 97 号(塩素酸塩を除く。)第 98 号及び第 106 号に掲げるものを除く。)製造設備		9
金属ソーダ製造設備		10
アンモニウム塩(硫酸アンモニウム及び塩化アンモニウムを除く。)製造設備		9
炭酸マグネシウム製造設備		7
苦汁製品又はその誘導体製造設備		8

軽質炭酸カルシウム製造設備		8
カーバイド製造設備(電極製造設備を除く。)		9
硫酸鉄製造設備		7
その他の硫酸塩又は亜硫酸塩製造設備(他の号に掲げるものを除く。)		9
臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	よう素用坑井設備	3
	その他の設備	7
ふつ酸その他のふつ素化合物製造設備		6
塩化りん製造設備		5
りん酸又は硫化りん製造設備		7
りん又はりん化合物製造設備(他の号に掲げるものを除く。)		10
べんがら製造設備		6
鉛丹、リサーチ又は亜鉛華製造設備		11
酸化チタン、リトポン又はバリウム塩製造設備		9
無水クロム酸製造設備		7
その他のクロム化合物製造設備		9
2 酸化マンガン製造設備		8
ほう酸その他のほう素化合物製造設備(他の号に掲げるものを除く。)		10
青酸製造設備		8
硝酸銀製造設備		7
2 硫化炭素製造設備		8
過酸化水素製造設備		10
ヒドラジン製造設備		7
酸素、水素、2 酸化炭素又は溶解アセチレン製造設備		10
加圧式又は真空式製塩設備		10

その他のかん水若しくは塩製造又は食塩加工設備	合成樹脂製濃縮盤及びイオン交換膜 その他の設備	3 7
活性炭製造設備		6
その他の無機化学薬品製造設備		12
石炭ガス、オイルガス又は石油を原料とする芳香族その他の化合物分離精製設備		8
染料中間体製造設備		7
アルキルベンゾール又はアルキルフェノール製造設備		8
カプロラクタム、シクロヘキサノン又はテレフタル酸(テレフタル酸ジメチルを含む。)製造設備		7
イソシアネート類製造設備		7
炭化水素の塩化物、臭化物又はふいつ化物製造設備		7
メタノール、エタノール又はその誘導体製造設備(他の号に掲げるものを除く。)		9
その他のアルコール又はケトン製造設備		8
アセトアルデヒド又は酢酸製造設備		7
シクロヘキシルアミン製造設備		7
アミン又はメラミン製造設備		8
ぎ酸、しゅう酸、乳酸、酒石酸(酒石酸塩類を含む。)、こはく酸、くえん酸、タンニン酸又は没食子酸製造設備		8
石油又は天然ガスを原料とするエチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン又はアセチレン製造設備		9
ビニールエーテル製造設備		8
アクリルニトリル又はアクリル酸エステル製造設備		7
エチレンオキシド、エチレングリコール、プロピレンオキシド、プロピレングリコール、ポリエチレングリコール又はポリプロピレングリコール製造設備		8
スチレンモノマー製造設備		9
その他のオレフィン系又はアセチレン系誘導体製造設備(他の号に掲げるものを除く。)		8
アルギン酸塩製造設備		10

フルフラル製造設備		11
セルロイド又は硝化綿製造設備		10
酢酸繊維素製造設備		8
繊維素グリコール酸ソーダ製造設備		10
その他の有機薬品製造設備		12
塩化ビニリデン系樹脂、酢酸ビニール系樹脂、ナイロン樹脂、ポリエチレンテレフタレート系樹脂、ふつ素樹脂又はけい素樹脂製造設備		7
ポリエチレン、ポリプロピレン又はポリブテン製造設備		8
尿素系、メラミン系又は石炭酸系合成樹脂製造設備		9
その他の合成樹脂又は合成ゴム製造設備		8
レーヨン系又はレーヨンステール製造設備		9
酢酸繊維製造設備		8
合成繊維製造設備		7
石けん製造設備		9
硬化油、脂肪酸又はグリセリン製造設備		9
合成洗剤又は界面活性剤製造設備		7
ビタミン剤製造設備		6
その他の医薬品製造設備(製剤又は小分包装設備を含む。)		7
殺菌剤、殺虫剤、殺そ剤、除草剤その他の動植物用製剤製造設備		8
産業用火薬類(花火を含む。)製造設備		7
その他の火薬類製造設備(弾薬装てん又は組立設備を含む。)		6
塗料又は印刷インキ製造設備		9
その他のインキ製造設備		13
染料又は顔料製造設備(他の号に掲げるものを除く。)		7
抜染剤又は漂白剤製造設備(他の号に掲げるものを除く。)		7

試薬製造設備		7
合成樹脂用可塑剤製造設備		8
合成樹脂用安定剤製造設備		7
有機ゴム薬品、写真薬品又は人造香料製造設備		8
つや出し剤、研磨油剤又は乳化油剤製造設備		11
接着剤製造設備		9
トール油精製設備		7
りゆう脳又はしょう脳製造設備		9
化粧品製造設備		9
ゼラチン又はにかわ製造設備		6
写真フィルムその他の写真感光材料(銀塩を使用するものに限る。)製造設備(他の号に掲げるものを除く。)		8
半導体用フォトレジスト製造設備		5
磁気テープ製造設備		6
化工でん粉製造設備		10
活性白土又はシリカゲル製造設備		10
選鉱剤製造設備		9
電気絶縁材料(マイカ系を含む。)製造設備		12
カーボンブラック製造設備		8
その他の化学工業製品製造設備		13

新表

番号	用途	耐用年数
9	石油製品・石炭製品製造業用設備	7

現表のうち新表の石油製品・石炭製品製造業用設備に対応するものと思われる部分

設備の種類	細目	耐用年数(年)
短縮されるもの		
・アスファルト乳剤その他のアスファルト製品製造設備		14
・その他の石油又は石炭製品製造設備		14
・石油精製設備(廃油再生又はグリース類製造設備を含む。)		8
・練炭、豆炭類、オガライト(オガタンを含む。)又は炭素粉末製造設備		8
変わらないもの		
・ピッチコークス製造設備		7

新表

番号	用途	耐用年数
10	プラスチック製品製造業用設備(他の号に掲げるものを除く。)	8

新表

番号	用途	耐用年数
11	ゴム製品製造業用設備	9

現表のうち新表のプラスチック製品製造業用設備(他の号に掲げるものを除く。)及びゴム製品製造業用設備に対応するものと思われる部分

設備の種類	細目	耐用年数(年)
短縮されたもの		
・タイヤ又はチューブ製造設備		10
・再生ゴム製造設備		10
・フォームラバー製造設備		10
・その他のゴム製品製造設備		10
変わらないもの		
・糸ゴム製造設備		9

新表

番号	用途	耐用年数
12	なめし革・同製品・毛皮製造業用設備	9

現表のうち新表のなめし革・同製品・毛皮製造業用設備に対応するものと思われる部分

設備の種類	細目	耐用年数(年)
短縮されるもの ・その他の革製品製造設備		11
変わらないもの ・製革設備		9
延長されるもの ・機械ぐつ製造設備		8